

生駒市いじめ防止基本方針(案)

(第3版)

令和4年4月

生駒市

目 次

I 「生駒市いじめ防止基本方針」策定の背景と意義	1
II いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方	2
1 いじめの定義	2
2 基本理念	2
3 基本的対応方針	3
III いじめ防止等のための対策	4
1 市の取組	4
2 学校の取組	6
IV 重大事態への対処方針	9
1 重大事態の意味	9
2 教育委員会又は学校による調査	10
3 調査結果の提供及び報告	12
4 市長による再調査及び措置	12

I 「生駒市いじめ防止基本方針」策定の背景と意義

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

加えて昨今は、インターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」が、いじめを一層見えにくいものにしている。

いじめ行為を直接実行せずとも、さまざまな理由によっていじめを傍観している児童生徒が存在する。傍観児童生徒の存在は、それ自体がいじめ行為を定着させ、あるいは強化させる危険性を持っている。いじめの傍観者はいじめの加害者に準ずる存在である。報復を恐れていじめを制止することができない児童生徒も、教師や保護者に相談するなどして、いじめの解消に関与することができる。いじめの傍観者がいじめの監視者となれば、いじめのない学校づくりにおおいに貢献するはずである。いじめを放置しない環境づくりをすることが肝要である。

全国学力・学習状況調査の結果に照らすと、生駒市の現状は、学力に関しては平均正答率が全国平均を上回るもの、規範意識については全国平均より低い状況であり、あわせてSNSを介したいじめ事案が増加傾向にあることから、道徳心の育成やSNS利用を含めた情報モラル教育の推進が急務となっている。

生駒市では、これまで「いじめはどの子ども、どの学校にも起こりかねないものであるが、絶対に見過ごしてはならない行為である」という考え方とともに、様々な取組を行ってきた。いじめをめぐる状況を改善するためには、学校が一丸となって組織的に取り組むだけでなく、学校と家庭が情報を共有し、協同しつつ子どもに指導する必要がある。

また、現代社会においては、昔に比べて友人同士、家庭内、地域におけるコミュニケーションが希薄になり、良好な人間関係を築くことが苦手な子どもが増えていく。こうした現状を踏まえ、家庭、地域及び関係機関等の力を積極的に取り込み、地域社会が一丸となっていじめの根絶に取り組むことが必要であり、市としても組織作りを進めているところである。

本市が令和2年6月に策定した「教育大綱」の基本方針「21世紀を生き抜くしなやかでたくましい人づくり」を進めるために、また、平成25年に制定、施行された「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下「法」という。)に基づくいじめの防止等のための対策を包括的かつ効果的に推進するために、「生駒市いじめ防止基本方針」(以下「市の基本方針」という。)の施行状況を検討し、一部を改定するものである。

II いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条第1項）

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、辱め、悪口や脅しなど、言葉によって心を傷つけられる。
- ・集団から仲間外れにされたり、無視されたりする。
- ・遊ぶふりをして軽く叩かれたり蹴られたりするなどからかい程度の行為から暴力行為に至るまでのさまざまな形の身体的攻撃を受ける。
- ・金品などを隠されたり、盗まれたり、壊されたり、脅し取られたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことなどを強いられる。
- ・インターネットを介して、誹謗中傷されたり、個人情報をあかされたりする。 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なもののや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 基本理念

- (1) いじめ防止等の対策により、市内すべての学校の児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめが行われないようにする。
- (2) いじめ防止等の対策においては、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、その後の人生を左右する場合があることについて、児童生徒が十分に理解できるようにする。
- (3) いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の心身保護に優先的に取り組むばかりでなく、いじめが行われていた環境にいた児童生徒が何らかの形で精神的被害を受けているという認識を持ち、市、学校、地域、家庭、関係機関等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

3 基本的対応方針

3-1 いじめの防止

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開し、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

加えて、当初はいじめの加害者でなくとも、いじめを認識した時点で「第三者ではなく、いじめの当事者となる」という意識を持たせるように指導する。いじめを直接制止できなくとも、いじめをやめさせるために自らにもできることがあるという認識をもたせることによって、いじめ行為への感度を高める。

- (1) 望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくる。
- (2) 道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる態度を育てる。
- (4) 児童会、生徒会等を主体としていじめ防止のための啓発活動に取り組ませる。
- (5) いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 児童生徒の悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を積極的に活用する。
- (7) 教職員研修の充実、教育相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (8) 地域や家庭、関係機関と積極的に情報交換を行い、連携を深める。

3-2 いじめの早期発見

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しているため、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。

- (1) 児童生徒の声に耳を傾ける。(アンケート調査、個人面談等による情報収集)
- (2) 日常生活における児童生徒の言動に注意する。
- (3) 保護者と情報を共有する。(連絡ノート、家庭訪問、P T A会議等)
- (4) 地域、関係機関と日常的に連携する。(地域行事への参加、関係機関との会議等)

3-3 いじめへの対処

いじめがある恐れを認知したとき、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保した上で、きめ細かく事実確認を行い、すばやく適切な対応を進め、関係する児童生徒や保護者が納得する解決を図る。

- (1) いじめの被害者である児童生徒の立場に立ち、きめ細かく事実確認を行う。
- (2) 学校全体で組織的に対応するとともに、市教育委員会に速やかに連絡し、対応を協議する。
- (3) 学校は事実に基づき、児童生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめの加害者と認められる児童生徒に事実確認を行った上で、弁明、反省、謝罪の機会を与えるようにするとともに、いじめを発生させた要因を究明するために協力を促す。

- (5) 違法行為があった場合は、関係機関に相談して協力を求める。
- (6) いじめ解消後も、定期的な家庭訪問等により、いじめを受けた児童生徒及びその保護者への支援と、いじめを行った児童生徒及びその保護者に対する助言を継続的に行う。
- (7) いじめを傍観した児童生徒に対しても、いじめを傍観することはいじめに荷担することになるため、自らとりうる対応がなかったかどうかの反省を求め、傍観せずに可能な行動を起こすように指導する。

3－4 地域社会・家庭との連携

「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」との法の規定を踏まえ、児童生徒の規範意識を養うため指導等を適切に行なうことができるよう保護者、家庭への支援と啓発に努め、社会みんなで児童生徒を見守り、健全な成長を促すため、学校、地域、家庭が積極的に連携を進める。

- (1) 学校、地域、PTAがいじめ問題について協議する機会を設ける。
- (2) 家庭や地域社会が認知した情報が学校に届きやすい環境、また学校が発信したメッセージが地域社会や家庭に届きやすい環境を整える。
- (3) 学齢期に受けたいじめ経験が、その後の人格形成や対人関係に大きな負の影響をもたらすことを認識し、地域社会全体がいじめを許さないという姿勢を明示し、成人期を含む生涯教育的な視点でいじめをとらえる。

3－5 関係機関との連携

学校における教育上の指導だけでなく、関係機関との連携により、さまざまな側面からいじめ問題の解決を図る。

- (1) 日常的に学校、教育委員会、関係機関が情報交換を行う。
- (2) 定期的に学校、教育委員会、関係機関の連絡会議を開催する。

※関係機関：警察、奈良県中央こども家庭相談センター、こどもサポートセンター ゆう、法務局、医療機関等の民間団体等

III いじめ防止等のための対策

1 市の取組

1－1 「生駒市いじめ問題対策連絡協議会」の設置

法第14条第1項の規定に基づき「生駒市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。連絡協議会は、市教育委員会、警察、弁護士、臨床心理士、学識経験者、学校関係者等で構成する。

1－2 「生駒市いじめ防止等対策審議会」の設置

法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、「生駒市いじめ防止等対策審議会」を設置する。

審議会は弁護士、臨床心理士、学識経験者等で構成する。

1－3 いじめの防止

- (1) 児童生徒の豊かな情操と道徳心、社会性、市民性を培うために、あらゆる教育機会においてよりよい人間関係の構築を図り、人権教育、道徳教育、シティズンシップ教育の充実に努める。
- (2) 児童会や生徒会等、児童生徒の自発的・自主的な活動に対する支援、児童生徒、保護者、教職員に対するいじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。
- (3) いじめ防止等のための対策に関する資質向上を図るため、専門的な知識をもった講師によるインターネットに関する研修をはじめとする教職員を対象とした研修や会議を計画的に実施する。
- (4) インターネットを介して行われる「ネット上のいじめ」を防止するため、SNS利用を含めた情報モラル教育を推進するなど、児童生徒の社会的意識を高めるとともに、保護者や地域社会への啓発に努める。

1－4 いじめの早期発見

- (1) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の人材の配置や効果的に活用できる体制を整備し、教育相談、カウンセリング機能の充実を図る。
- (2) 児童生徒の状況を把握するため、定期的なアンケート調査を実施する等、必要な措置を講ずる。

1－5 いじめへの対処

- (1) いじめについての報告を受けたときは、学校に対して、指導主事やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の派遣やスクールアドバイザーズによる助言など、必要な支援を行う。
- (2) いじめに関する報告事案について、事実確認のために必要な調査、指導等を行うなど、解決のために必要な措置を講じる。
- (3) 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じることが懸念される事案については、すみやかに警察に通報・相談の上、警察と連携し対処する。

1－6 地域社会・家庭との連携

- (1) 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、地域とともにある学校づくりを推進し、いじめの問題について、学校と地域、家庭とが連携して取り組むよう、必要な指導、助言を行う。
より多くの市民が協力していじめの問題に対応できるよう、学校地域パート

ナーシップ事業等、学校と地域、家庭が組織的に連携、協働する体制を構築する。

1－7 関係機関との連携

- (1) いじめ防止等の対策のため、県教育委員会、警察、奈良県中央こども家庭相談センター、こどもサポートセンターゆう、法務局、医療機関などの関係機関と情報交換会や連絡会議を開催するなど、連携を強化する。
- (2) 警察との連携を強化し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との情報共有を積極的に行い、いじめ問題への早期対応、支援に努める。

1－8 その他

いじめの問題に対する学校評価は、いじめの有無や認知件数、結果のみを評価するのではなく、児童生徒理解の方法や実態、いじめ認知後の対応など、いじめの未然防止や早期発見への学校全体でのアプローチを包括的に評価し、情報を共有し、今後に生かす指針とすべく周知する。

2 学校の取組

2－1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第13条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、県及び市の基本方針を踏まえ、学校の実情に応じ、いじめの防止等の取組についての基本的な方向及び取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

さらに、策定した学校基本方針については、各学校のホームページに掲載し、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

2－2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

学校は、法第22条の規定に基づき、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、また組織的な対応を行うため、中心となる組織を設置することとする。（以下、この組織を「いじめ対策委員会」という。）

具体的な役割として、

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や、いじめ防止のための年間指導計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集、記録及び共有

- ・いじめの疑いに関する情報があった場合の緊急会議の招集及び迅速な情報収集、緻密な情報共有、関係児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携体制の構築
- ・学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む）などが想定される。

2－3 いじめの防止

- (1) いじめはどの子どもにも起こりかねないものであるという緊張感を持ち、学校はいじめの未然防止に向けて、児童生徒が相互に心を通わせることのできるようなコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことにより秩序ある学級経営を実践し、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会を持つことができるよう支援する。
- (2) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育、シティズンシップ教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性、市民性を育み、集団の一員としての自覚や自信を身につけることにより、互いを認めあえる人間関係・学校風土を築く。
- (3) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払い、学校において自ら児童生徒に範を示す指導ができるように努める。
- (4) インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携して対応するとともに、SNS 利用を含めた情報モラル教育を推進する。

2－4 いじめの早期発見

- (1) いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい形で発生し持続することが多いという認識を持ち、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを敏感に発見しようと努めることが必要である。
このため、日頃から児童生徒の見守りや児童生徒との信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう状況把握に努める。
- (2) 「いじめ防止月間」における積極的な取組や、定期的なアンケート調査の実施、教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

2－5 いじめへの対処

- (1) 法第 23 条第 1 項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合

において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、「いじめ対策委員会」に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「いじめ対策委員会」に報告を行わないことは、同項の規定に反する。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を詳細に記録しておく。

- (2) 「いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。加えて、児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行うとともに、いじめによって欠席を余儀なくされている児童生徒の学習が継続できるよう適切な支援を行う。
- (3) 加害児童生徒に対しては当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導し、被害児童生徒及びその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。
- (4) これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会や関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

2－6　いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件がともに満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1)　いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長い期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は「いじめ対策委員会」の判断により、より長い期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2)　被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること、また被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

2－7 地域社会・家庭との連携

- (1) 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校通信やホームページによる情報発信を積極的に行い、地域とともに学校づくりを推進し、いじめの問題について、学校と地域・家庭との連携を強化する。また、保護者と連携し、児童生徒の規範意識を養う取組を推進する。
- (2) より多くの市民が協力して、いじめの問題に対応できるよう、学校地域パートナーシップ事業等、学校と地域・家庭が組織的に連携・協働する体制づくりを推進する。

2－8 関係機関との連携

いじめ防止等の対策のため、教育委員会、警察、県中央こども家庭相談センター、こどもサポートセンターゆう、法務局、医療機関などの関係機関と、日常的な情報交換や連絡会議を開催するなど適切な連携を進める。

2－9 教職員研修の実施

いじめ防止等の対策に関する教職員の資質向上のため、学校におけるいじめ事案の事例研修を行い情報共有するとともに、課題を明確にした研修を実施する。

IV 重大事態への対処方針

法第28条の定める「その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため」という条文に基づき、重大事態発生防止に係る取組をここに含めるものとする。以下、重大事態への対処に係る記述は重大事態が発生の懸念がある状態を含む。

1 重大事態の意味

法第28条第1項の規定に基づき、次に掲げる場合を重大事態とする。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。また重大な被害が生じるおそれがあ

ると認められるとき。

- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。また、自由な学習活動や人間関係の構築を妨げられている疑いがあると認められるとき。

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

ただし、児童生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が重大事態との認識に至らずとも、迅速に報告・調査等に着手する。

児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査なくいじめの重大事態ではないと判断してはならない。

2 教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態の発生と調査

学校は重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会を通して市長へ、事態発生について報告する。内容により、市長が総合教育会議を招集する。

重大事態に係る調査の主体は、教育委員会又は学校とし、調査の主体は教育委員会が判断する。

調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、調査実施により学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会が調査主体となる。

教育委員会が調査主体となる場合には、「生駒市いじめ防止等対策審議会」が調査に当たる。

学校が調査主体となる場合には、学校に設置している「いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどして調査を行う。

この場合、法第28条第3項の規定に基づき、教育委員会は、内容・方法・時期など必要な指導や人的措置等の支援を行うものとする。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめが、いつ、誰からどのように行われていたか、児童生徒の人間関係にいじめを発生させる要因が認められるか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り迅速に網羅的に明確にすることである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校と教育委員会が正しく事実を把握することで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

ア) 被害児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から十分に聴き取りを行うとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童生徒や情報提供者となった児童生徒の保護を最優先した調査を実施する。

調査による事実関係の確認とともに、加害児童生徒への指導を行い、いじめ行為を中止させることに加えて、いじめの発生要因の除去に着手する。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

イ) 被害児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、被害児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の意向を汲んだ対応方針を協議したうえで、調査に着手する。在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査など調査方法を工夫して実施する。

(自殺の背景調査における注意事項)

不幸にして児童生徒の自殺という事態に至った場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景となった要因を慎重に解明することとする。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、死を選ばざるを得なくなった経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族及び児童生徒の心情に十分配慮しながら行う。

(3) その他留意事項

児童生徒の心身の保護を最優先し、最善の教育環境を整えるために可能なあらゆる対応を除外せず検討する。

事案の重大性を踏まえ、教育委員会においては、児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、被害児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

また重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。教育委員会と学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、個人情報を保護しつつ、緻密な情報収集と的確な情報発信をおこなうよう努める。

3 調査結果の提供及び報告

調査結果については、教育委員会が市長に報告する。また、学校が調査の主体の場合は、学校が教育委員会に報告し、教育委員会から市長に報告する。

調査結果の説明を踏まえて、被害児童生徒又はその保護者が希望する場合には、教育委員会は、被害児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に提出する。

○ 被害児童生徒及びその保護者への適切な情報開示

教育委員会又は学校は、被害児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、被害児童生徒やその保護者に対して、適時・適切に説明する。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。個人情報保護を理由として説明を省くことはできない。

4 市長による再調査及び措置

教育委員会から調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

この再調査は、市長が設置する附属機関が行う。

再調査を行う附属機関については、弁護士や学識経験者等、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めるものと

する。

再調査についても、教育委員会又は学校等による調査同様、被害児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明するものとする。

さらに、市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個人情報保護に留意しつつも、最大の目的であるところのいじめ防止の主旨に支障をきたすことのないよう十分な情報提供を行うものとする。

附則

この方針は、平成 29 年 2 月から施行する。

附則

この方針は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この方針は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。